

強化指定選手規程

一般社団法人日本肢体不自由者卓球協会

(目的)

第1条 パラリンピック大会等国際大会で日本チームが最高の競技力を発揮することを目標に、強化指定選手に認定し、ナショナルチーム合宿への参加、国際大会派遣などの機会を通じて、競技力の向上を図るとともに、人間力の向上、多様性の理解と、より良いチームづくりを目指すことを目的とする。

(対象)

第2条 対象者は次の項目すべてを満たす者とする。

- (1) 一般社団法人日本肢体不自由者卓球協会（以下「協会」という）登録者
- (2) 公益財団法人日本卓球協会（以下「JTTA」という）登録者
- (3) 国内クラス分けを受けている者
- (4) メディカルチェックで健康上の問題がなく、卓球競技を行う上で心身ともに適した状態であること
- (5) トップアスリートとして、礼儀と規律を遵守し、日本の代表となり得るもの
- (6) 協会が定める国際大会派遣選手選考基準を満たしている者

(強化指定選手の決定等)

第3条 強化指定選手の決定等は次による。

- (1) 強化指定選手の決定
 - ① 前条（6）の基準を満たしている者
 - ② 別途定める国際大会派遣選手誓約書に署名提出した者
 - ③ 指定期間は原則各指定の種類に定められた期間（1年間）とする
 - ④ 指定された選手は協会強化指定選手として登録される
- (2) 強化指定選手の取り消し
 - ① 強化指定選手には、メディカルチェック、クラスチェックを隨時実施し、医学的問題（ドーピング問題含む）やクラス変更が生じた場合は指定を取り消すことができる
 - ② 国際大会派遣選手の遵守事項を守らなかった場合は派遣および指定を取り消すことができる

(指定の種類)

第4条 強化指定選手は次による。

- (1) 特別NT選手 強化指定選手等選考基準(別紙)を満たした者
- (2) NT選手 強化指定選手等選考基準(別紙)を満たした者
- (3) NT候補選手 強化指定選手等選考基準(別紙)を満たした者
- (4) 次世代育成選手 強化指定選手等選考基準(別紙)を満たした者

(強化指定選手の遵守事項)

第5条 強化指定選手は下記のことと遵守しなければならない。遵守できない場合には書面にてその理由を申し出て承認を得なければならない。

- (1) 強化合宿への参加
- (2) 指定された国内および国際大会への参加
- (3) 指定された協会主催等行事への参加協力
- (4) マスコミ等から取材がある場合の事前届出
- (5) 協会から指示された提出物の提出期限
- (6) アンチ・ドーピングに関する規程
- (7) 協会、国際パラリンピック委員会(IPC)、国際卓球連盟(ITTTF)、国際パラ卓球連盟(ITTTF PTT)、JTTAの規則

(費用負担)

第6条 費用負担は次による。

- (1) 国際大会にかかる参加費用は原則個人負担とする。但し、世界選手権、アジア選手権等一部の大会については協会による補助により軽減されることがある。
- (2) 協会が推薦し日本パラリンピック委員会(以下「JPC」という)が派遣する総合国際大会(パラリンピック、アジアパラ競技大会等)は原則JPC負担であるが、一部負担金を徴収することがある。

(選考)

第7条 選考は次による。

- (1) アスリート・強化選考委員会の審議により推薦された選手案を理事会で承認されることによって決定とする。

附則

この規程は、令和元年11月30日から施行する。